

25川健高事第1092号
平成26年3月31日

各指定介護老人福祉施設 様
各指定通所介護事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
介護保険課長

指定介護老人福祉施設及び指定通所介護事業所における生活相談員の資格要件について

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、指定介護老人福祉施設及び指定通所介護事業所における生活相談員の資格要件については、「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」と定められておりますが、このうち「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格者）と同等以上の能力を有すると認められる者」の要件を平成27年4月1日から次のとおりとしますので通知します。

なお、平成27年3月31日時点において、生活相談員の職にある者であって、当該施設で継続して生活相談員として従事する者については、資格要件を満たすものとします。

【生活相談員の範囲(資格要件)】

1. 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
 2. 介護福祉士
 3. 介護支援専門員
 4. 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数360日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)
- ※ 詳細は、別紙をご覧ください。

(高齢者事業推進課施設運営係 担当)

電話：044-200-2454

(介護保険課事業者指定係 担当)

電話：044-200-2469

(別紙)

生活相談員の資格要件 (1~4のいずれかに該当するものとする)

1. 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者(下記参照)
2. 介護福祉士
3. 介護支援専門員
4. 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数360日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)

○社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(資格等)

第19条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 四 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの(下記参照)

○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

(法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者)

第1条の2 社会福祉法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉士
- 二 精神保健福祉士
- 三 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

○社会福祉主事の資格に関する科目指定(昭和25年厚生省告示第226号)

社会福祉主事の設置に関する法律第2条第1項第1号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

(1) 平成12年3月31日までに履修した者に適用される科目(32科目)

※3科目以上の履修が必要

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉事業方法論、社会調査統計、社会福祉施設経営論、社会福祉行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、精神薄弱者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

(2) 平成12年4月1日から履修した者に適用される科目(34科目)

※3科目以上の履修が必要

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

※平成12年度に大学に在学する者は、上記の(1)(2)いずれでもよい。

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について(平成12年9月13日社援第2073号)

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」(昭和25年厚生省告示第226号)に定められているところであるが、その科目の読替えの範囲は次のとおりとする。(平成12年3月までに大学を卒業された者は、科目の読替えはできない。)

読替え範囲

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉原論、社会福祉原理論、社会福祉論、社会福祉、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会事業概論、社会福祉総論、社会福祉Ⅰ、社会保障制度と生活者の健康
社会福祉事業史	①社会福祉事業史論、社会福祉発達史、社会福祉発達史論、社会事業史、社会事業史論、社会福祉の歴史 ②日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術、社会福祉援助技術総論、社会福祉方法論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法総論、社会事業方法論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査法、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ論、福祉ニーズ調査論
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営論、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理論、社会福祉管理運営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政論、社会福祉法制、社会福祉法概論、社会福祉計画論、社会福祉計画、ソーシャルプランニング
社会保障論	社会保障、社会保障概論、社会保障制度と生活者の健康
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護論、生活保護制度論
児童福祉論	児童福祉、児童福祉概論、児童福祉学
家庭福祉論	家庭福祉、母子福祉論、母子寡婦福祉論、婦人保護論、ファミリーサポート、家族援助法
保育理論	保育原理、保育論
身体障害者福祉論	①身体障害者福祉、身体障害者福祉概論 ②障害者福祉論、障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論（身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。）
知的障害者福祉論	①知的障害者福祉、知的障害者福祉概論 ②障害者福祉論、障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論（身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。）
精神障害者福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉論、精神衛生学、精神衛生、精神保健、精神医学

老人福祉論	老人福祉、老人福祉概論、高齢者福祉論、高齢者保健福祉論
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉論、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合論、コミュニティワーク、コミュニティオーガニゼーション、地域福祉学
法学	法律学、法学概論、基礎法学
民法	民法総論
行政法	行政法総論、行政法概論
経済学	経済学概論、経済原論
社会政策	社会政策論、社会政策概論、労働経済、労働経済学
経済政策	経済政策論、経済政策概論
心理学	心理学概論、心理学概説、心理学総論
社会学	社会学概論、社会学総論
教育学	教育学概論、教育原理
倫理学	倫理学概論、倫理原理
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生論、公衆衛生概論
医学一般	①医学知識、医学概論、一般臨床医学 ②人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション概論
看護学	看護学概論、看護原理、看護概論、基礎看護学
介護概論	介護福祉論、介護総論、介護知識
栄養学	栄養学概論、栄養学総論、栄養指導、栄養・調理
家政学	家政学概論、家政学総論

※社会福祉主事の資格は、取得しても一部の大学を除き、資格取得証明書などは発行されないため、出身校の単位修得証明書や成績証明書などにより、有資格者であることを証明すること。

※上記の読替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目に合致するものについては、個別に審査のうえ認定する。（平成12年3月までに大学を卒業された者は、科目の読替えはできない。）

生活相談員の取扱に関するQ&A集

番号	質問	回答
1	生活相談員の資格要件の4に、「介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数 360 日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)」とあるが、「介護保険施設又は通所系サービス事業所」に該当するサービスとはなにか。	<p>○指定サービス 通所介護・通所リハビリテーション・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護</p> <p>○地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護が該当します。</p>
2	生活相談員の資格要件の4にある「直接処遇職員」とはどういった者が該当するのか。	<p>回答1にある該当するサービスにおいて、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士、介護支援専門員等、介護保険の人員基準上記載の必要がある職種に従事していた者が該当します。</p> <p>なお、事務職員、清掃員、サービス提供責任者、福祉用具専門相談員等は該当しませんので、ご注意ください。</p>
3	生活相談員の資格要件の4にある「常勤で2年以上(勤務日数 360 日以上)」を証明するにはどうすればよいか。	<p>事業所名、職務に従事した日数、業務内容等が確認できるものをご用意ください。(実務経験証明書・在職証明書等)</p>
4	生活相談員が急遽休んでしまい、生活相談員を配置できない場合はどうするのか。	<p>生活相談員は、サービス提供時間を通じて常に配置されていなければならないと規定されていますので、サービス提供時間中に不在であれば基準違反となります。不測の事態への対応も考慮した人員配置を行ってください。</p>
5	社会福祉主事の任用資格の1つにある「大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」について、どう証明すればよいか。	<p>指定科目の単位を取得したことが確認できるもの(成績証明書等)の写しを添付して下さい。</p>